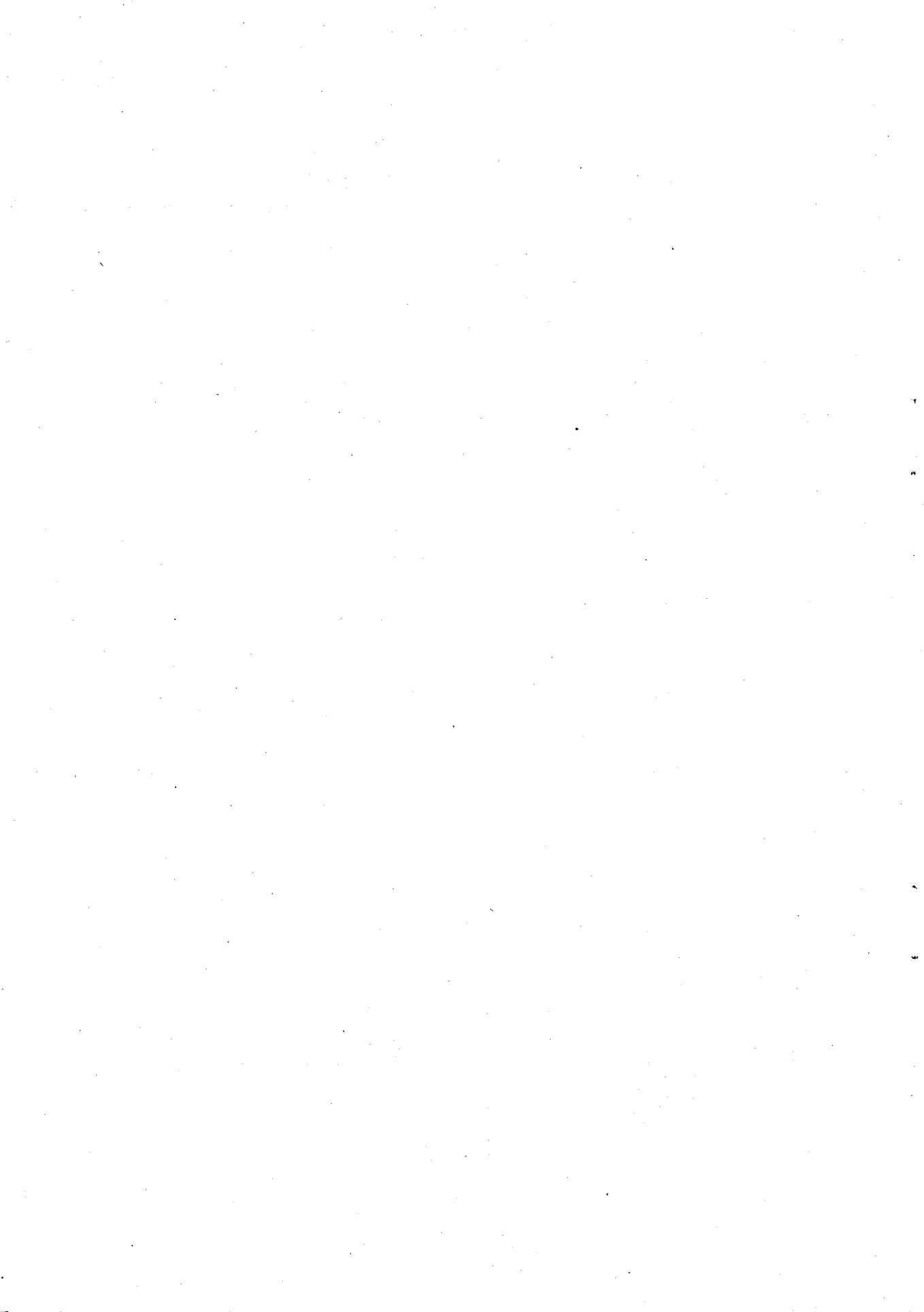


民生

1	社 会 福 祉	63
2	生 活 保 護	64
3	児 童 ・ 母 子 福 祉	66
4	身 体 障 害 者 福 祉	71
5	精 神 薄 弱 者 福 祉	73
6	老 人 福 祉	74
7	医 療 費 助 成 制 度	79
8	失 業 对 策 事 業	80
9	国 民 健 康 保 險	82
10	国 民 年 金	84
11	戸 籍 ・ 住 民	86
12	住 民 組 織	87
13	住 居 表 示 整 備 事 業 实 施 状 况	88
14	交 通 安 全 对 策	89



1 社会福祉

(1) 民生委員 (昭49.4.1現在)

ア 定数 500人 現員 494人(男303人 女191人)

イ 地区別民生委員数

性別 \ 地区	東部	西部	南部	北部	中部	西和部	東北部	湖東	白川部	西北部	計
男	21	28	22	52	39	35	27	34	21	24	303
女	27	18	6	47	27	6	12	13	17	18	191
計	48	46	28	99	66	41	39	47	38	42	494

ウ 民生委員推せん制度

民生委員推せん準備会

各校区5人以内(校区社協代表、婦人会代表、民生委員代表、自治会代表、PTA代表(小学校)により構成)の民生委員推せん準備委員により選考の上推せんする。

民生委員推せん会

各校区より推せんされた候補者を、民生委員法第8条による委員構成により、民生委員推せん会によって推せんする。

エ 処遇

民生児童委員報償金

総務 年額29,000円 委員 年額26,000円(内13,000円は県より補助)

市電乗車券(全線バス)

民生委員協議会運営交付金 年額470,000円

費用弁償(大会等出席旅費)年額145,000円

(2) 社会福祉団体一覧

(昭49.4.1現在)

名称	代表者	所在地	設置目的
法人 熊本市社会福祉協議会	星子 敏雄	手取本町1-1	熊本市における社会福祉事業の能率的運営と組織活動を促進し、もって市民の福祉の増進を図る
熊本市未亡人会	板倉アキノ	新屋敷1-15-7	未亡人母子の相互福祉の対策を考究し、その具体的実践により自立更生に努め生活の安定を図る
熊本市老人クラブ	渡辺 義幸	水道町6-15	老人の福祉増進を図る
熊本市遺族連合会	山下 正	紺屋町2-8-1	遺族の団結、相互扶助、更生慰安を図り平和日本の隆盛に貢献する
熊本市英霊顕彰会	沢田 一精	手取本町8-3福祉会館内	英霊の顕彰と遺族の福利増進を図る
熊本市傷痍軍人会	川嶋 武正	手取本町8-3福祉会館内	戦傷病者の福利増進を図る
熊本市原爆被害者の会	内田 幸吉	南千反畑町9-16	被爆者の相互扶助と福利増進を図る
熊本地区保護司会	免出 曠	大江町渡鹿735-1	更生保護事業として、非行犯罪のあった者の更生を助長するため指導監督、補導援護を行って一般社会への復帰を計り、再犯を防止して社会を保護し、もって個人及び公共の福祉を増進するため犯罪予防活動を行うことを目的とする
熊本BBS会	池永 憲貞	本荘5-15-12	奉仕と友愛の精神をもって日常、非行少年のよき友達を志すBBS会員の質の向上と会員相互の連絡を図る
原水爆禁止国民会議熊本県協議会	岡 武六	九品寺1-17-9	あらゆる国の核実験に反対することを目的とする
核兵器禁止平和建設熊本県民会議	沢田 一精	花畑町12-5	人類を滅亡する核兵器の製造中止を図る
熊本県共同募金会熊本支会	坂梨 日露	手取本町1-1	共同募金の推進を図る
日本赤十字社熊本県支部熊本市区	星子 敏雄	手取本町1-1	日赤社資募集運動の推進及び災害救護活動をはじめ赤十字事業の推進を図る

名 称	代表者	所 在 地	設 置 目 的
原水爆禁止熊本県協議会	豊原健次郎	九品寺1-17-9	核兵器の全面禁止及び被爆者救済を図る
熊飽肢体不自由児父母の会	福井 健児	坪井4-5-15	熊本市地区の肢体不自由児の福祉増進を図る
熊本市精神薄弱者育成会	阿部 次郎	紺屋今町46	熊本市の精神薄弱者(児)の社会人としての育成を図る
熊本市身体障害者福祉協会連合会	細川 壹恣	田崎町246	組織強化並びに親睦・生活上自立更生・社会復帰の援助を図る

2 生活保護

(1) 保護状況

区分		年度				
		44	45	46	47	48
生活扶助	世帯	3,417	3,460	3,586	3,662	3,779
	人員	7,996	7,690	7,727	7,737	7,683
	金額(円)	467,686	533,495	640,552	770,197	955,446
住宅扶助	世帯	2,611	2,591	2,691	2,772	2,854
	人員	6,348	5,946	5,932	5,874	5,823
	金額(円)	74,271	84,465	101,980	123,686	142,262
教育扶助	世帯	1,038	955	917	873	834
	人員	1,727	1,632	1,584	1,489	1,394
	金額(円)	2,2813	23,069	26,854	28,361	33,353
医療扶助	世帯	3,959	4,120	4,350	4,441	4,476
	人員	5,105	5,240	5,548	5,825	5,870
	金額(円)	1,029,065	1,476,126	1,565,420	2,013,614	2,255,246
出産扶助	世帯	0.3	0	0.8	0.4	1.1
	人員	0.3	0	0.8	0.4	1.1
	金額(円)	44	7	86	49	158
生業扶助	世帯	82	40	31	25	10.6
	人員	82	40	31	30	10.6
	金額(円)	2,545	2,904	2,938	3,245	2,169
葬祭扶助	世帯	12	12	13	13	11.4
	人員	12	12	13	13	11.4
	金額(円)	1,124	1,128	1,663	3,313	3,387
保護施設事務費(円)		9,652	11,294	12,366	15,685	21,218
実数	世帯	4,772	4,832	5,016	5,165	5,164
	人員	9,470	9,192	9,296	9,396	9,207
	金額(円)	1,607,200	2,132,488	2,351,862	2,958,150	3,413,239

(注)世帯及び人員は月平均、金額は年度総計を示す

(2) 保護率の推移(年度平均)

区分		年度				
		44	45	46	47	48
市		23.26%	21.65%	20.61	20.92%	20.47%
県		25.02	24.52	24.98	24.93	25.49
全 国		13.80	13.00	12.60	12.65	—

(3) 保護措置状況

区分 \ 年度	44	45	46	47	48
申請件数	1,557	1,633	1,641	1,656	1,349
開始件数	1,229	1,326	1,340	1,388	1,143
却下件数	328	322	333	272	192
廃止件数	1,238	1,183	1,230	1,495	1,160

(4) 世帯の労働力類型別被保護世帯

(昭和48年度月平均)

区分	就 業 別		計	構成比
	内 訳	世 帯		
世帯主が働いている世帯	常用勤労者	273	273	5.28%
	日雇労務者	285	285	5.51
	内職者	94	94	1.82
	その他の就業者	215	215	4.16
世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯		468	468	9.05
働いている者のいない世帯		3,834	3,834	74.18
合計		5,169	5,169	100

(5) 生活保護施設

(昭49.4.1現在)

種別	施設名	経営主体	施設代表者	所在地	許可年月	定員
救護	銀杏寮	社会福祉法人	渡辺源作	加茂町41	35.12	50
授産	友愛授産場	〃	本山一人	壺川2-1-57	28.12	50
医療保護	イエズス聖心病院	〃	マリ・アンネット・ベリユベ	上林町3-56	27.4	52

民生

3 児童・母子福祉

(1) 保育所措置状況

年度	公私立別	申請件数	要措置件数	措置件数	措置率(%)	未措置件数
45	公立	1,293	1,235	1,087	88.2	148
	私立	3,896	3,739	3,143	84.2	596
	計	5,189	4,974	4,230	85.0	744
46	公立	1,349	1,287	1,199	93.1	88
	私立	4,570	4,344	3,793	87.3	551
	計	5,919	5,631	4,992	88.6	639
47	公立	1,391	1,287	1,186	92.2	101
	私立	5,109	4,772	4,132	86.6	640
	計	6,500	6,059	5,318	87.8	741
48	公立	1,403	1,356	1,194	88.0	162
	私立	5,298	5,107	4,378	85.7	729
	計	6,701	6,463	5,572	86.2	891
49	公立	1,368	1,347	1,189	88.3	158
	私立	5,432	5,288	4,523	85.5	765
	計	6,800	6,635	5,712	86.1	923

(2) 階層別保育所措置状況

(昭49.4.1現在)

区分	階層別	A	B	C				D						計	
				特1	第1	第2	第3	特1	第1	第2	第3	第4	第5		第6
0才児	公立	1	0	0	2	1	1	0	0	2	1	1	0	0	9
	私立	2	7	0	22	18	7	0	3	19	20	19	13	7	137
	計	3	7	0	24	19	8	0	3	21	21	20	13	7	146
1/2才児	公立	6	12	2	41	32	7	3	5	24	18	9	6	7	172
	私立	33	56	8	311	224	51	17	19	231	147	80	59	57	1,293
	計	39	68	10	352	256	58	20	24	255	165	89	65	64	1,465
3才児	公立	6	14	1	68	53	11	10	10	44	28	11	13	13	282
	私立	24	46	6	273	181	28	13	13	189	86	50	29	23	961
	計	30	60	7	341	234	39	23	23	233	114	61	42	36	1,243
4才児以上	公立	25	53	8	196	125	29	11	25	114	57	30	11	42	726
	私立	84	107	18	646	410	105	27	65	364	139	59	36	72	2,132
	計	109	160	26	842	535	134	38	90	478	196	89	47	114	2,858
計	公立	38	79	11	307	211	48	24	40	184	104	51	30	62	1,189
	私立	143	216	32	1,252	833	191	57	100	803	392	208	137	159	4,523
	計	181	295	43	1,559	1,044	239	81	140	987	496	259	167	221	5,712

(3) 保育料徴収基準額

(昭49.4.1現在)

階層区分	世帯の階層区分の定義		徴収金基準額			
			3才未満児	3才児	4才以上児	
A	生活保護法による被保護世帯(含単給世帯)		0円	0円	0円	
B	A階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯		0	0	0	
C	A前年度分の所得税非課税世帯及びB階層を除き	特1	前年度分の市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯で特に生活困窮世帯	1,830 (910)	1,530 (760)	1,530 (760)
		1	前年度分の市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯(所得割非課税世帯)	2,450 (1,220)	2,050 (1,020)	2,050 (1,020)
		2	前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が5,000円未満である世帯	2,950 (1,470)	2,550 (1,270)	2,550 (1,270)
		3	前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が、5,000円以上である世帯	3,200 (1,600)	2,800 (1,400)	2,800 (1,400)
D	A前年度分の所得税課税世帯及びB階層を除き	特1	前年度分の所得税課税額が1,500円未満である世帯	3,530	3,210	3,210
		1	前年度分の所得税課税額が、1,500円以上3,000円未満である世帯	3,800	3,450	3,450
		2	前年度分の所得税課税額が、3,000円以上30,000円未満である世帯	5,400	5,300	5,300
		3	前年度分の所得税課税額が、30,000円以上60,000円未満である世帯	6,900	6,650	6,650
		4	前年度分の所得税課税額が、60,000円以上90,000円未満である世帯	9,750	9,410 8,860 8,740	7,830 7,280 7,160
		5	前年度分の所得税課税額が、90,000円以上120,000円未満である世帯	14,000	9,410 8,860 8,740	7,830 7,280 7,160
		6	前年度分の所得税課税額が、120,000円以上である世帯	22,360 21,810 21,690	9,410 8,860 8,740	7,830 7,280 7,160

備考

- ① 徴収金基準額中()内の数値は、C階層に属する世帯から2人以上の児童が入所している場合、その2人目以降の児童に適用される額
- ② D階層の4、5、6の徴収金基準額欄の数値の適用は、次に規定するところによる
 上段 定員120人以下の保育所に措置された児童に係る徴収金の額
 中段 定員121人以上150人以下の保育所に措置された児童に係る徴収金の額
 下段 定員151人以上の保育所に措置された児童に係る徴収金の額
- ③ 本表の規定にかかわらず、C階層又はD階層の1に属する世帯で、固定資産税の額が4,000円以上であるものの階層は、下表の左欄に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる階層とする

徴収金基準額表の定義における階層及びその固定資産税額による区分	認定する階層
C階層の第1階層に属し、前年度分の固定資産税額が4,000円以上である世帯	C階層の2
C階層の第2階層に属し、前年度分の固定資産税額が6,000円以上である世帯	C階層の3
C階層の第3階層に属し、前年度分の固定資産税額が8,000円以上である世帯	D階層の1
D階層の第1階層に属し、前年度分の固定資産税額が10,000円以上である世帯	D階層の2
備考 この表において、C階層の特1、D階層の特1に属するものは、それぞれC階層の1、D階層の1に準ずるものとする。	

民生

(4) 助 成

ア 助成金支出状況(昭和49年度予算)

熊本市保育所連盟助成金	年額	1,300,000円
私立保育所共済組合助成金	年額	224,000円
季節保育所連盟助成金	年額	28,000円
私立保育所補助金	年額	8,000,000円

私立保育所補助基準(48年度実績)

定 員	3才以上児	3才未満児	0才児
60以下	80円	190円	380円
61~90	70	180	360
91~120	70	160	320
121~150	60	160	320
151以上	60	150	300

保護者徴収金は、各保育園に徴収を委託し、私立保育園には98%以上の徴収に対し $\frac{2}{100}$ 相当額を交付する。

イ 保育所建設費補助金

補助額

(単位 千円)

面 積	構 造 別		全 面 改 築		増 築	
	鉄 筋	木 造	鉄 筋	木 造	鉄 筋	木 造
33㎡~65㎡	1,500	1,200	1,000	800	200	100
66㎡~98㎡					300	200
99㎡~131㎡					400	300
132㎡以上					500	400

(注)金額は最高限度額を示す

(5) 児童扶養手当

ア 児童扶養手当受給世帯数

(昭和48年度)

区 分	生別母子世帯		死 別 母子世帯	未 婚 母子世帯	疾 病 者 世 帯	遺 棄 世 帯	その他の 世 帯	計
	離婚世帯	その他						
世 帯	154	—	29	26	27	47	3	286
総 計 金額(円)	1,053,400	—	199,300	173,400	187,900	326,300	19,500	1,959,800

イ 特別児童扶養手当受給世帯数

種 別	重度精神薄弱児	重度身体障害児	計
世 帯	51	61	112
総 計 金額(円)	331,500	396,500	728,000

(6) 施 設

(昭49.4.1現在)

ア 助産・母子寮

種 別	施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	認可年月	定 員
助 産	熊本産院	熊 本 市	星子敏雄	本山町427	昭25.7	20(床)
母 子 寮	熊本市立母子寮	〃	〃	大江6-1-50	〃26.8	30(世)
〃	友愛会 〃	社会福祉法人	本山一人	壺川2-1-57	〃27.10	20(世)

イ 乳児院

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	認可年月	定員
熊本乳児院	社会福祉法人	続 英喜	本荘2-3-8	昭22.12	30
慈愛園乳児ホーム	〃	潮谷総一郎	神水町320	〃25.5	15

ウ 養護施設

琵琶崎聖母愛児園	社会福祉法人	ツイング・マルガリタ	島崎町島崎820	昭23.5	100
慈愛園子供ホーム	〃	潮谷総一郎	神水町320	〃23.5	90
菊水学園	〃	松本孝治	大江町渡鹿80	〃25.10	80
天使園	〃	福永満喜子	大江町渡鹿928	〃23.11	70
藤崎台童園	〃	平野松枝	古京町3-5	〃23.12	70
竜山学園	〃	上村義淵	龍田町上立田915	〃23.10	50

エ 精神薄弱児施設

愛育学園	社会福祉法人	坂本次人	清水町新地720	昭38.12	80
大江学園	〃	塘林宏介	大江町渡鹿30	〃40.6	90
仁愛ひかり園	〃	井福保雄	薄場町295-7	〃45.11	(通園)30

オ 教護院

白川学園	熊本県	甲斐二雄	清水町打越476	明42.2	60
------	-----	------	----------	-------	----

カ 盲ろうあ児施設

熊本ライトハウス	社会福祉法人	門脇トミ	新生町2丁目	昭28.7	80
----------	--------	------	--------	-------	----

キ 婦人保護施設

熊本県婦人寮	熊本県	西生早人	兩町9	昭33.8	30
--------	-----	------	-----	-------	----

ク 保育所
公立

(昭49.5.1現在)

施設名	定員		職員数			所在地	施設名	定員		職員数			所在地
	乳児	計	保育	その他	計			乳児	計	保育	その他	計	
本荘保育園	130		9	4	13	本荘6丁目	大江保育園	60		4	2	6	大江6丁目
寺原 "	70		5	2	7	東寺原町	春日 "	74		3	3	6	春日1丁目
横手 "	100	2	9	4	13	横手町	清水 "	75		4	3	7	清水町松崎
白山 "	90		7	2	9	白山2丁目	中島 "	60		4	2	6	沖新町
京塚 "	110		5	2	7	健軍町	幸田 "	70		3	3	6	御幸笛田町
京町台 "	90	2	6	3	9	池田町	健軍 "	90	2	6	3	9	健軍町
城東 "	90		6	2	8	水道町	水前寺 "	90		7	2	9	水前寺公園
池上 "	60		4	2	6	池上町	乳児 "	60	20	18	4	22	水道町
小島 "	70		4	2	6	小島下町	計17カ所	1389	26	104	45	149	

私 立

施設名	定 員		職 員 数			所 在 地	施設名	定 員		職 員 数			所 在 地
	乳 児	保 母	保 母	其 他	計			乳 児	保 母	保 母	其 他	計	
白 羊 保 育 園	90	1	7	3	10	島崎町島崎	シオン保育園	60	11	11	4	15	古城町
黒 髪 幼 愛 園	200	9	16	4	20	黒髪町坪井	くるみ "	90	1	8	3	11	大江町渡鹿
愛 光 幼 児 園	60		6	3	9	新大江2丁目	仁愛乳児園	90	31	16	3	19	春日4丁目
城 高 保 育 園	60		5	4	9	城山大塘町	木の実保育園	90		7	3	10	西原2丁目
みのり "	60		4	3	7	本荘3丁目	杉の子 "	90		8	3	11	二本木4丁目
双 葉 "	60	17	11	3	14	本荘2丁目	天使の園 "	48	11	8	3	11	大江町渡鹿
城 南 幼 愛 園	90	2	6	3	9	春日町	きよめ "	60	9	10	4	14	出水町国府
のぞみ保育園	90		6	3	9	若葉町	はけみや "	60		6	3	9	清水町高平
友愛会 "	60		6	2	8	壺川2丁目	九品寺 "	90	1	6	5	11	九品寺5丁目
聖 母 幼 愛 園	120		8	4	12	南町	画図 "	60		8	2	10	画図町下江津
ひかり幼児園	120		11	3	14	大江2丁目	二岡 "	90	2	8	3	11	戸島町
ひばり保育園	120	2	9	3	12	健軍町	広福 "	60	1	4	3	7	長嶺町
旭 "	150		11	3	14	近見町	託麻小山 "	60	3	5	3	8	小山町
かっぱ "	90		7	3	10	保田窪本町	供合 "	90		5	3	8	上南部町
マリア "	85		6	3	9	東水前寺町	森下 "	120		11	3	14	南高江町
報 德 "	90		6	3	9	池田町	第二桜ヶ丘 "	90		10	4	14	世安町
小 磯 "	90		6	3	9	新南部町	本妙寺 "	90	1	7	3	10	花園町
瑩 光 "	60		5	3	8	花園町	帯山 "	60	2	7	3	10	健軍町
ひまわり "	60	5	6	3	9	新大江1丁目	大光 "	60		3	3	6	画図町
秋 津 "	90		7	3	10	秋津町沼山津	くすの実 "	120		9	3	12	楠4丁目
若 葉 幼 愛 園	80		7	3	10	池上町	千草 "	60	2	7	3	10	春竹町春竹
かおる保育園	90	4	9	4	13	中島町	こずえ "	60	1	5	3	8	八島町
有 明 "	60		4	2	6	小島下町	光輪 "	60	1	4	3	7	秋津町沼山津
藤 崎 台 "	60		5	3	8	古京町	つくし "	30	3	5	2	7	花園町
城 北 "	120	6	10	3	13	清水町新地	エンゼル "	60	1	5	3	8	健軍町
仁 愛 "	210	8	18	3	21	薄場町	城山 "	60		5	3	8	城山上代町
ぎんなん "	90		6	3	9	健軍町	計 55カ所	4,643	137	410	170	580	
川 尻 "	90		6	3	9	川尻町	公私計 72カ所	6,032	143	514	215	729	
つばみ "	90	2	8	3	11	出水町国府							

ケ 季節保育所

年 度		保 育 期 間	設 置 数	収 容 人 員
4 6	春 期	6月1日～6月30日 (30日間)	7	3 3 1
	秋 期	11. 1 ～ 11. 30 (30 ♪)	7	3 3 7
4 7	春 期	6. 1 ～ 6. 30 (30 ♪)	6	2 8 9
	秋 期	11. 1 ～ 11. 30 (30 ♪)	6	2 8 5
4 8	春 期	5. 25 ～ 6. 23 (30 ♪)	6	2 7 0
	秋 期	10. 25 ～ 11. 24 (30 ♪)	6	3 0 0

4 身体障害者福祉

(1) 障害者の実態

(昭和48年度)

年齢・性別 障害者	18才未満			18才以上			計
	男	女	計	男	女	計	
視覚障害	10	15	25	708	634	1,342	1,367
聴覚又は平衡機能障害	39	40	79	565	482	1,047	1,126
言語・機能障害	2	2	4	43	17	60	64
肢体不自由	135	120	255	2,845	1,323	4,168	4,423
内部疾患	3	1	4	94	43	137	141
計	189	178	367	4,255	2,499	6,754	7,121

(2) 身体障害者更生援護状況

(昭和48年度)

区分 障害者	取扱 実人員	運賃割引証交付			相談・指導及び措置					手帳交付	
		国鉄		自動車	補 装 具	職 生 業 活 及 指 導	更 生 医 療	施 設 入 所	そ の 他	申 請	決 定
		単 独 用	介 護 用	単 独 及 び 介 護 用							
視覚障害	781	516	852	717	216	174	0	30	72	62	62
聴覚障害	674	648	664	789	898	221	0	1	114	61	58
言語・機能障害	15	19	1	25	0	0	0	0	3	9	10
肢体不自由	1,236	2,154	325	1,727	1,574	493	21	252	371	281	277
内部疾患	170	0	0	26	0	23	45	1	13	46	36
計	2,626	3,337	1,842	3,284	2,688	911	66	284	573	459	443

(3) 身体障害者家庭奉仕員制度

(昭49.4.1現在)

奉仕員	派遣対象世帯	委託費用	奉仕員報酬1人当月額
4	31	2,540,000円	45,000円

(注) 昭和42年度より熊本市社会福祉協議会に委託実施

(4) 身体障害者相談 (昭和48年度)

相談員 12人
 相談件数 17,011件
 委託料 月額 500円(県費)

民生

(5) 心身障害者扶養共済制度

ア 目的

心身障害者の保護者が死亡又は廃疾となった後、残された心身障害者に年金を支給し、障害者の生活の安定と保護者のいなく不安を軽減しようとするものである。

イ 心身障害者の範囲

精神薄弱者にあつては、知能指数75以下、身体障害者にあつては、障害の程度が1級から3級までの者及び精神又は身体に永続的な障害を有する者で、前述の者と同程度と認められるもの。

ウ 加入者

心身障害者の保護者（心身障害者の配偶者、父母、兄弟姉妹、祖父母又はその他の親族で現に心身障害者を扶養しているもの。）であつて、原則として45才未満のものとする。

ただし、制度発足当初（昭和46年3月31日まで）に限り、65才未満とする。

エ 保険料

年 齢 区 分	掛 金 月 額
35才未満の者	1,000 円
35才以上、45才未満の者	1,300
45才以上の者	1,500

オ 給付金

① 加入者が死亡又は廃疾となったときは、心身障害者を扶養する者（年金管理者）に対し、毎月20,000円の年金を支給する

② 加入後1年以上のもので、心身障害者が死亡したときは一時金として20,000円を支給する

カ 開始日 昭和45年4月1日

(6) 心身障害児手当

(昭49.4.1現在)

手当の種類	支給要件	金額(年額)	人員(見込)	予算
重度心身障害児手当	障害等級1級2級・知能指数35以下の20才未満	6,000円	100	600千円
中度心身障害児手当	〃 3級4級 〃 50以下の 〃	3,000	140	420

支給制限

障害福祉年金、特別児童扶養手当の受給者、施設入所中のものは除く

(7) 施設

(昭和48年度)

種 別	施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	認可年月	定 員
肢体不自由者更生施設	熊本県身体障害者更生指導所	熊本県	吉田 実	大江町渡鹿843	昭28.9	入所60 通所10

5 精神薄弱者福祉

(1) 精神薄弱者相談室 (昭43.6.1開設)

ア 業務の内容

精神薄弱者に対する個別の実態調査

精神薄弱者の実情把握に必要な基礎的な診断判別

精神薄弱者の保護者ならびに家族に対する啓蒙助言

精神薄弱者の援護措置に関する業務

イ 職員の配置

精神薄弱者福祉司	1人
事務職員	2人
嘱託医	2人(嘱託料1人月額10,000円)

ウ 利用状況 (昭和48年度)

障害別区分

障害	性別		計	
	男	女		
精神薄弱	軽度	268(4)	168(6)	436(10)
	中度	191(1)	151(2)	342(3)
	重度	259	243	502
	最重度	37	35	72
	境界線	120(24)	46(23)	166(47)
重症心身障害	46	28	74	
性格行動問題	32	17	49	
精神身体障害	28	4	32	
その他	43(58)	31(30)	74(88)	
計	1,024(87)	723(61)	1,747(148)	

年齢別区分

年齢	性別		計
	男	女	
0才~5才	180	106	286
6~12	315(66)	189(52)	504(118)
13~15	100(21)	77(9)	177(30)
16~20	168	159	327
21才以上	261	192	453
計	1,024(87)	723(61)	1,747(148)

(注) ()内は書類判定件数

エ 措置指導区分

(昭和48年度)

種別 性別	在宅指導	教育措置	施設措置	職業・親委託	医療措置	その他	計
	男	193	156	88	138	52	397(87)
女	115	92	73	117	45	281(61)	723(61)
計	308	248	161	255	97	678(148)	1,747(148)

(注) ()内は書類判定件数

(2) 心身障害児(者)家庭奉仕員

(昭49.4.1現在)

奉仕員	派遣対象世帯	委託費用	奉仕員報酬1人当月額
4	21	2,540,000円	45,000円

(注) 昭和46年度より熊本市社会福祉協議会に委託実施

(3) 職親制度 (昭49.4.1現在)

職親登録 13事業所
 職親委託数 8人(延90人)
 委託料 1人月 2,000円

(4) 精神薄弱者相談

相談員 15人
 相談件数 1ヵ月 70件(平均)
 委託料 1人月 500円(県費)

(5) 更生施設入所状況

(昭49.4.1現在)

施設名	所在地	定員	本市の措置人員
もみの木園	長嶺町南出口1332-1	60	23

(6) 授産施設入所状況

(昭49.4.1現在)

施設名	所在地	定員	本市の措置人員
仁愛事業所	城山上代町2001	通所 30	24
仁愛和光学園	城山上代町1980	収容 40	8

6 老人福祉

(1) 老人数

(昭49.4.1現在)

区分	人数
65才~70才	13,000
71才以上	22,000
計	35,000

(2) 措置状況

(昭49.4.1現在)

区分	施設数	定員	性別	年齢				計
				61~70	71~80	81~90	91以上	
養護老人ホーム	15	361	男	36	58	27	1	122
			女	47	121	64	7	239
特別養護老人ホーム	12	148	男	9	21	18	2	50
			女	22	44	31	1	98
計	27	509	男	45	79	45	3	172
			女	69	165	95	8	337

(3) 老人健康診断実施状況

区分	年度	44	45	46	47	48
対象人員		17,673	20,304	19,824	32,000	35,000
受診人員		3,716	4,306	4,483	10,537	4,345
受診率(%)		24.5	21.2	22.6	32.9	13.6
経費(円)		1,570,994	1,671,880	2,437,511	9,812,908	4,016,987

(注) 市医師会と委託契約の上最寄りの医療機関にて診査を実施

(4) 老人家庭奉仕員制度

(昭49.4.1現在)

奉仕員	派遣対象世帯	委託費用	奉仕員報酬1人当月額
16	82	10,158,528円	45,000円

(注) 昭和42年度より、熊本市社会福祉協議会に委託実施

(5) 老人クラブ助成状況

区 分	年 度				
	44	45	46	47	48
老人クラブ助成対象数	104	133	137	164	201
会 員 数	7,040	9,004	9,287	10,979	14,000
助成金支出額(円)	1,650,000	2,076,000	2,368,500	3,891,300	6,879,000

助成基準 30人以上が登録し、9カ月を超え、活動したクラブ(年度途中結成のクラブは6カ月以上)

助成金 月額3,000円

(6) 施 設

ア 老人福祉センター

中央老人福祉センター

所在地 熊本市南千反畑町10番地1号

経営主体 熊本市(管理運営は市社会福祉協議会委託予定)

開設年月日 昭和49年12月(予定)

構 造 鉄筋2階建

敷地面積 541㎡

建物面積 延496㎡

建設費 約5,000千円

開館日時 午前9時～午後5時(休館日は毎週月曜日及び祝日)

使用料 浴室使用料 20円

定 員 200人

主な設備 機能回復訓練室等

利用状況

東老人福祉センター

所在地 熊本市健軍町4798番地

熊本市(管理運営は市社会福祉協議会に委託)

昭和46年4月1日

木造、瓦葺、平家建

330㎡

延208.7㎡

8,445千円

午前9時～5時(休館日は毎週月曜日及び祝日)

浴室使用料 20円

100人

集会娛樂室 1、 図 書 室 1

娛 樂 室 1、 浴 室 1

性別	年 度	
	47	48
男	4,899	4,660
女	5,541	5,157
計	10,440	9,817
1日平均利用者	38	40
使用料収入(円)	208,800	196,190

西老人福祉センター

所在地 熊本市小島上町字南4番
 経営主体 熊本市(管理運営は市社会福祉協議会に委託)
 開設年月日 昭和49年7月10日
 構造 木造、平屋建
 敷地面積 3,400㎡
 建物面積 延252㎡
 建設費 25,875千円
 開館日時 午前9時～午後5時(休館日は毎週木曜日及び祝日)
 使用料 浴室使用料 20円
 定員 100人
 主な設備 集会室1、娯楽室1、談話室1
 図書室1、浴室男女各1
 事務室1、管理人室 2

南老人福祉センター

熊本市八幡町城の後1368番地1
 熊本市(管理運営は市社会福祉協議会に委託)
 昭和49年6月27日
 木造、平家建
 410㎡
 延264㎡
 24,486千円
 午前9時～午後5時(休館は毎週金曜日及び祝日)
 浴室使用料 20円
 100人
 集会室1、談話室1、娯楽室1
 図書室1、浴室男女各1
 事務室1、管理人室 2

北老人福祉センター

所在地 熊本市清水町八景水谷901番地
 経営主体 熊本市(管理運営は市社会福祉協議会に委託)
 開設年月日 昭和48年10月22日
 構造 鉄筋、平家建
 敷地面積 2,961㎡
 建物面積 延296㎡
 建設費 24,300千円
 開館日時 午前9時～午後5時(休館日は毎週火曜日及び祝日)
 使用料 浴室使用料 20円
 定員 100人
 主な設備 集会室1、娯楽室1、談話室1
 図書室1、浴室男女各1
 事務室1、管理人室 2

利用状況

性別	年度	48
男		2,700
女		3,200
計		5,900
1日平均利用者		40
使用料収入(円)		67,700

イ 弘済寮

所在地 熊本市谷尾崎町1546番地

経営主体 熊本市

開設年月 昭和11年4月

種別 養護老人ホーム

構造 木造、瓦葺、平家建

敷地面積 10,222.014㎡

建物面積 延2,048.475㎡

定員 146人

主な設備 集会所 納骨慰霊塔、炊事室、医務室、静養室、浴室

措置状況

(昭49.7.1現在)

区 別	性 別		計
	男	女	
熊 本 市 (市費)	41	62	103
熊 本 県 (県費)	1	1	2
計	42	63	105

ウ 老人憩の家

区 分	所 在 地	経営主体	開設年月	構 造	敷地面積	建物面積	建設費	開館日時	使用料	定員
龍 寿 荘	龍田町上立田 字北窪	熊本市 (地元運 営委員会 に委託)	48. 10	木 造 平 屋	㎡ 1,642	㎡ 277.2	千円 5,615	午前9時 ～ 午後5時	無 料	人 50
楠 (団地集会所 併設)	楠1丁目	"	48. 10	木 造 平 屋	-	132	0	"	"	50
新地 (団地集会所 併設)	清水町新地	"	48. 10	木 造 平 屋	-	132	0	"	"	50
城 山	城山半田町古 屋敷423-2	"	49. 4	木 造 平 屋	264	132	3,652	"	"	50
北水前寺集会所	水前寺3丁目 11-27	"	49. 7	木 造 2階建	1,322	132	3,462	"	"	50

エ その他の施設

種 別	施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	認可年月	定 員
養 護 老人ホーム	慈愛園老人ホーム	社会福祉法人	杉 村 春 三	神水1-14-21	23. 11	70
〃	聖母老人ホーム	〃	マリ-ポアセリエ	島崎町820	21. 11	70
〃	リデル・ライト 記念老人ホーム	〃	秋 山 禎 範	黒髪町下立田631	26. 5	70
特 別 養 護 老人ホーム	パウラスホーム	〃	杉 村 春 三	神水1-14-1	39. 7	52
養 護 老人ホーム	熊本めぐみの園	〃	坂 本 克 明	小山町193	47. 2	70
特 別 養 護 老人ホーム	桜ヶ丘寿徳園	〃	藤 院 了 幸	小山町2493	49. 5	80

(7) 老人福祉手当

区 分	支 給 要 件	年 額	人 員 (見込)	49年度予算
寝たきり老人手当	寝たきり状態3ヵ月以上65才以上70才未満	6,000円	30	180,000円
収容老人特別手当	老人ホームに入所している65才以上70才未満	6,000	30	180,000

(8) 敬老祝金 (昭和45年4月1日開始)

目 的 高齢者に対し、敬老祝金を支給し、敬老の意を表するとともに、その福祉の増進に寄与しようとするものである

受給資格 88才以上であって、本市に引き続き1年以上居住している者

金 額 年額 5,000円

支給人員 687人

(9) 老人居室整備資金融資 (昭和48年4月1日開始)

目 的 老人と同居する世帯に対し、老人の専用居室を増・改築するために必要な資金を貸し付けることにより、老人と家族との間の好ましい家族関係の維持・増進に寄与しようとするものである

貸付限度額 500,000円

貸付条件 利率 3%

償還 10年以内の元利均等月賦償還

貸付対象者 60才以上の老人と同居する者で1年以上市内に居住し、老人の専用室を増・改築しようとする者

昭和49年度
予 算 貸付金 25,000,000円 (50件分)

(10) 老人福祉電話相談 (昭和48年4月1日開始)

目 的 1人暮らしの老人に福祉電話を貸与することにより、緊急時の連絡と安否の確認及び各種の相談を行い、在宅老人に対し各種のサービスを提供する。

電話貸与台数 60台

貸付対象者 65才以上の老人で市内に居住し、1人暮らしで近所に介護者のいない者

(11) 移動浴槽車 (昭和47年11月開始)

目 的 浴槽を持たない単身で入浴困難な寝たきり老人及び重度の身体障害者等で、常時介護を要する者に対して、定期的に浴槽車を派遣して、無料で適切な入浴の奉仕を行うことにより福祉の増進を図る (熊本市社会福祉協議会へ委託)

車 両 移動浴槽車 1台

搬送車 1台

従事者 運転手 2人

家庭奉仕員 2人

看護婦 1人

派遣件数 50件 (昭49.4.1現在)

1件につき2回派遣

7 医療費助成制度

(1) 老人医療 (昭和48年1月1日、国により実施)

対象者 70才以上であって、国民健康保険の被保険者または社会保険の被扶養者
 受給資格者 本人
 所得制限

扶養親族の数	本人の限度額	扶養義務者の所得配偶者制限
0人	430,000円	4,790,000円
1人	520,000円	4,990,000円
1人増すごとに	140,000円を加算した額	

実施状況 件数 202,284件 (昭和48年度)
 経費 858,632千円

(2) 寝た切り老人医療費助成 (昭和48年4月1日、市により実施、ただし昭和48年10月から国により実施)

対象者 65才以上70才未満の者
 3カ月以上引き続き寝たきりの者(身体障害が1、2、3級以上程度の者)
 受給資格者 本市の住民基本台帳に登録されている者で、現に居住している期間が3カ月以上の者
 所得制限

扶養親族の数	本人の限度額	扶養義務者の所得配偶者制限
0人	380,000円	2,240,000円
1人	505,000円	2,440,000円
1人増すごとに	135,000円を加算	140,000円を加算

実施状況 件数 640件 (昭和48年度)
 経費 7,675千円

(3) 重度心身障害児医療費助成 (昭和48年4月1日、市により実施)

対象者 18才未満の障害児(身体障害程度が1級、2級の者、知能指数35以上の精神薄弱児)
 受給資格者 本市の住民基本台帳に登録されている者で、現に居住している期間が3カ月以上の障害児の養育者
 所得制限 なし
 実施状況 件数 1,297件 (昭和48年度)
 経費 4,381千円

(4) 乳児医療費助成 (昭和48年4月1日から市により実施)

対象者 乳児
 受給資格者 本市の住民基本台帳に登録されている者で、現に居住している期間が3カ月以上の乳児の属する世帯の扶養義務者で生計を維持する者
 所得制限 なし
 実施状況 件数 63,576件 (昭和48年度)
 経費 77,137千円

8 失業対策事業

(1) 紹介対象者

ア 紹介対象者数

区分		年度	44	45	46	47	48
適格者数	男		694	611	593	450	443
	女		837	745	734	591	586
	計		1,531	1,356	1,327	1,041	1,029

イ 対象者の動向

区分 年度	年度当初 適格者数	年度末 適格者数	減少者内訳					計
			就職	自営業	移管	死亡	その他	
44	1,531	1,356	5	156	0	16	0	177
45	1,356	1,327	0	10	1	19	2	32
46	1,327	1,041	57	219	0	9	2	287
47	1,041	1,029	0	6	0	4	2	12
48	1,029	1,001	1	9	0	17	1	28

(注) 各年度における人員の年度当初と年度末との差引数と減少人員との差は、移管・転入者等による増員分である

ウ 就労者の年齢別人員

(昭49.4.1現在)

性別	年齢	34才以下	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70以上	計	平均年齢
		男	人員	0	3	14	29	52	60	97		
	比率(%)	0	0.7	3.3	6.8	12.2	14.1	22.8	21.9	18.1	100	
女	人員	0	3	9	33	78	157	165	91	40	576	59.7
	比率(%)	0	0.5	1.6	5.7	13.5	27.3	28.6	15.8	6.9	100	
計	人員	0	6	23	62	130	217	262	184	117	1,001	60.4
	比率(%)	0	0.2	0.8	2.9	12.2	24.0	26.7	18.1	15.4	100	

エ 失対事業吸収者調

区分	年度	44	45	46	47	48
年間吸収者数		339,705	316,143	282,774	252,760	250,589
1日平均就労者数		1,297	1,197	1,071	957	949

(2) 賃金・見舞金

ア 賃金

(昭49.6.10現在)

能率区分		1	2	3	摘 要	
作業区分	A	2,227 円	2,026 円	1,985 円	就業者数	961 人
	B	1,759	1,724	1,683	在籍者	1,000 人
	C	1,658	1,618	1,578	留保者	39 人
該当人員	A	— 人	— 人	49 人		
	B	337		7		
	C	288	81	7		

イ 見舞金 (1人当り)

(単位 円)

区 分		年 度				
		44	45	46	47	48
夏 期	国	7,200	8,235	9,369	11,248	12,920
	県	3,000	3,400	3,850	4,300	5,300
	市	1,100	1,251.5	1,420.1	1,620.2	2,150.0
	計	2,120.0	2,415.0	2,742.0	3,175.0	3,972.0
年 末	国	18,000	20,587	24,463	27,941	33,440
	県	6,200	6,800	7,400	8,150	12,000
	市	2,080.0	2,291.3	2,523.7	2,795.9	4,500.0
	計	45,000.0	50,300.0	57,100.0	64,050.0	90,440.0

(注) 46年度年末支給分より就労日数による段階制を設けた

(3) 厚 生

ア 就職等奨励金

失業対策事業就労者の一般常雇用への就労又は自営開業を促進し、就労者の生活安定に寄与することを目的として、昭和39年10月1日より実施している。

贈与金 1人市より50,000円、県より50,000円(国 $\frac{1}{3}$ 、県 $\frac{2}{3}$ 負担)、計100,000円

就職等奨励金支給状況

区 分		年 度					
		44	45	46	47	48	
熊本市	就 職 者	男	3	0	33(32)	0	1
		女	2	0	24(24)	0	0
	自営開業者	男	75	6	108(104)	4	5
		女	81	4	111(110)	2	4
計		161	10	276(270)	6	10	
熊本県	就 職 者	男	2	0	24(24)	0	0
		女	1	0	27(27)	0	0
	自営開業者	男	22	4	54(53)	0	3
		女	16	0	46(44)	3	3
計		41	4	151(148)	3	6	
合 計		202	14	427(418)	9	16	

(注) ()内は46年度雇用奨励制度特別措置者数
 国支給金額250,000円
 市支給金額150,000円
 合 計400,000円

イ 共済会

失業対策事業に就労する労働者で組織する各組合員の互助共済及び福祉増進を計ることを目的として、昭和38年10月1日厚生会が設立された。

補助金 1ヵ月1人当り 70円 (昭38.4~昭42.9までは30円)
 (昭42.9~昭46.3までは50円)
 昭47.4~現在 70円)

厚生会補助金交付状況

組合名	44		45		46		47		48	
	人員	交付額	人員	交付額	人員	交付額	人員	交付額	人員	交付額
全日自労熊本分会共済会	187	112,200	177	104,700	143	90,300	141	139,380	146	122,220
全国自労熊本市部	358	214,800	314	186,000	252	160,950	249	246,870	240	202,860
熊本建設労組	438	262,800	395	240,300	329	209,250	343	338,220	337	288,540
熊本市失対労働者新興組合共済会	180	108,150	140	84,750	52	43,650	53	52,410	53	45,150
熊本失対民自労厚生会	27	16,050	20	12,300	0	2,700	—	—	—	—
熊本市失対観光	16	9,300	15	8,850	22	12,000	21	20,940	21	17,640
熊本特失労組	83	49,500	80	48,450	55	36,750	53	52,410	52	43,680
全国協和労働組合共済会	—	—	—	—	54	24,600	46	48,840	42	35,280
新熊本労組厚生会	28	16,950	25	14,550	25	14,700	23	19,530	22	18,900
熊本新生	61	36,750	62	37,200	39	26,700	39	38,610	36	30,870
熊本市失対事業技能者厚生会	20	5,850	18	10,800	15	9,450	15	12,600	15	12,600
計	1,398	832,350	1,246	747,900	986	631,050	986	970,080	964	817,740

㊟ 国民健康保険 (昭和34年7月1日事業開始)

(1) 世帯数及び被保険者数

区分	44	45	46	47	48
総世帯数	140,330	144,231	146,885	150,079	140,757
被保険者世帯数	45,130	48,610	51,102	52,825	53,824
加入率(%)	32.16	33.70	34.79	35.20	38.23
総人口	434,596	444,356	447,200	452,558	470,547
被保険者数	137,632	144,831	149,595	152,317	152,360
加入率(%)	31.67	32.59	33.45	33.66	32.37

(注) 総世帯数及び総人口は各年度3月31日現在

(2) 保険税賦課徴収状況

区 分		年 度					
		4 4	4 5	4 6	4 7	4 8	
現年度分	調 定 額 (円)	568851790	639510810	787151100	869809182	1,110291320	
	収 入 済 額 (%)	551492955	618152775	756426350	842369622	1,069,644,770	
	収 入 率 (%)	96.95	96.66	96.10	96.85	96.34	
過年度分	調 定 額 (円)	24859410	36,670,149	48,783,800	63,383,138	67,374,978	
	収 入 済 額 (%)	5,402,480	8,875,460	10,994,278	20,043,158	21,276,494	
	収 納 率 (%)	21.73	24.20	23.10	33.75	31.58	
計	調 定 額 (円)	593711200	676180959	835,934,900	933,192,320	1,177,666,298	
	収 入 済 額 (%)	556,895,435	627,028,235	767,420,628	862,412,780	1,090,921,264	
	収 納 率 (%)	93.80	92.73	91.93	92.81	92.63	
賦 課 期 日		4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	
徴 収 回 数		12	12	12	12	12	
税 負 担 額	被保険者1人当り (円)	4133	4,405	5,301	5,703	7,231	
	一 世 帯 当 り	最 高 (%)	50,000	50,000	80,000	80,000	80,000
		最 低 (%)	1320	1,320	1,320	1,320	1,320
		平 均 (%)	12605	13,206	15,583	16,499	20,591
保 險 税 率	所 得 割 (%)	3.25 1.00 18	3.25 1.00 18	3.25 1.00 18	3.25 1.00 18	3.45 1.00 18	
	資 産 割 (%)	100	100	100	100	100	
	均 等 割 (円)	1,236	1,236	1,236	1,236	1,818	
	平 等 割 (%)	2,100	2,100	2,100	2,100	2,800	
	賦 課 資 産 割 (%)	5.388	5.499	6.333	6.581	6.350	
賦 課 割 合 平 等 割 (%)	所 得 割 (%)	5.388	5.499	6.333	6.581	6.350	
	資 産 割 (%)	7.22	7.14	6.31	6.70	5.87	
	均 等 割 (%)	25.01	24.05	19.21	17.35	19.88	
	平 等 割 (%)	13.89	13.82	11.15	10.14	10.75	

(3) 給付状況

区 分		年 度				
		4 4	4 5	4 6	4 7	4 8
給 割 付 合	世 帯 主 (割)	7	7	7	7	7
	家 族 (%)	7	7	7	7	7
療 諸 養 費	件 数	690686	730505	775576	825,049	908,061
	費 用 (円)	2,421,021,397	2,940,024,890	3,355,019,704	4,364,631,695	5,693,994,621
助 産 費	件 数	1,827	1,958	2,056	2,117	2,140
	費 用 (円)	12,061,000 (10,000)	19,227,000 (10,000)	20,518,000 (10,000)	21,170,000 (10,000)	21,400,000 (10,000)
育 児 費	件 数	951	1,097	1,280	1,082	1,134
	費 用 (円)	1,109,800 (200×6ヵ月)	1,294,000 (200×6ヵ月)	1,502,400 (200×6ヵ月)	1,278,600 (200×6ヵ月)	1,321,400 (200×6ヵ月)
葬 祭 費	件 数	952	883	944	965	1,053
	費 用 (円)	1,904,000 (2,000)	1,766,000 (2,000)	1,888,000 (2,000)	1,930,000 (2,000)	2,106,000 (2,000)
給 付 費 計	件 数	694,416	734,443	779,856	829,213	912,388
	費 用 (円)	2,436,096,197	2,962,311,890	3,378,928,104	4,389,010,295	5,718,822,201
は き 施 ゅ り う 術	件 数	42,654	48,450	54,388	59,287	56,128
	費 用 (円)	4,265,400 (100)	7,983,590 (170)	9,245,960 (170)	10,078,790 (170)	10,163,240 (昭48.4~12.170) (昭49.1~220)

(注) () 内は1件当り給付額

(4) 診療費・諸率

区 分 \ 年 度	4 4	4 5	4 6	4 7	4 8
受 診 率 (%)	498.43	499.59	518.88	537.89	587.58
1 件 当 り 日 数	4.5	4.2	4.3	4.3	4.4
1 件 当 り 費 用 額 (円)	3,515	4,039	4,339	5,304	6,292
1 人 当 り 費 用 額 (〃)	17,522	20,176	22,514	28,527	36,970
1 人 当 り 受 診 日 数	23	21	22	23	26
1 日 当 り 費 用 額 (〃)	776	957	1,016	1,238	1,425
1 世 帯 当 り 費 用 額 (〃)	53,437	60,485	66,181	82,526	105,280
出 生 率 (%)	1.33	1.35	1.38	1.40	1.41
死 亡 率 (〃)	0.69	0.61	0.64	0.73	0.50

(5) 納付組織

名 称 国民健康保険会

組 織 数 597

加 入 状 況 100%

事 務 費 (保険会長の事務費)

当該保険会を通じて当該月に係る保険税を納期限内に完納したとき、領収書1枚につき、40円

当該保険会を通じて当該月に係る保険税を納期限の翌日から翌月の10日までに完納したとき、領収書1枚につき、20円

保険委員報酬

受持世帯50世帯以下	年額	2,600円
51世帯~90世帯	〃	2,800
91〃~130〃	〃	3,000
131〃~170〃	〃	3,200
171〃以上	〃	3,400

10 国民年金 (昭和34年8月22日事業開始)

(1) 拠出年金被保険者状況

区 分 \ 年 度	4 4	4 5	4 6	4 7	4 8	
被 保 險 者	強 制 加 入 者	58,607	60,023	71,717	64,752	66,523
	任 意 加 入 者	19,222	21,695	21,850	24,556	26,405
	計	77,829	81,718	93,567	89,308	92,928
保 免 除 料 者	法 定 免 除 者	2,838	2,939	3,018	2,950	2,834
	申 請 免 除 者	4,470	4,367	4,027	3,736	3,122
	計	7,308	7,306	7,045	6,686	5,956
免 除 率 (%)	9.4	8.9	7.5	7.4	6.4	

(2) 拠出制年金受給者及び支給年金額

区 分	4 6		4 7		4 8	
	受給者	年金額	受給者	年金額	受給者	年金額
老 齢 年 金	547	28,102,877	1,009	52,557,538	1,475	191,764,838
通算老齢年金	5	120,103	29	634,274	49	3,567,640
障 害 年 金	184	18,744,000	209	25,265,000	245	66,960,000
母子・準母子年金	331	31,180,800	348	36,062,000	358	87,912,000
遺 児 年 金	25	1,761,600	29	2,379,000	25	4,803,200
寡 婦 年 金	15	190,880	26	518,614	42	2,142,134
計	1,107	80,100,260	1,650	117,416,426	2,194	357,149,812

(3) 検認実施状況

区 分	4 4	4 5	4 6	4 7	4 8
検認対象月数	676,445	788,108	758,597	781,411	821,059
検認実施月数	667,754	779,555	753,440	782,896	807,071
前納月数	2,225	2,281	2,143	1,485	2,139
検認率(%)	99.0	99.2	99.6	100.2	98.6

(4) 給付組合 (昭49.4.1現在)

納付組合設置数 515組合
 組合員数 91,441人
 組織率 98.4%
 手数料 取り扱い1ヵ月につき18円

(5) 福祉年金受給該当者状況

区 分	4 4		4 5		4 6		4 7		4 8	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
老 齢	12,481	88.3%	13,585	88.6%	14,782	89.2%	15,727	89.7%	19,706	91.4%
障 害	1,484	10.5	1,578	10.3	1,661	10.1	1,724	9.8	1,785	8.3
母 子	167	1.2	171	1.1	125	0.7	85	0.5	58	0.3
準 母 子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	14,132	100	15,334	100	16,568	100	17,536	100	21,549	100

(6) 福祉年金受給状況

区 分		4 6			4 7			4 8		
		全額支給	一部支給	計	全額支給	一部支給	計	全額支給	一部支給	計
老 齢	件 数	13,245	46	13,291	14,457	112	14,569	18,516	151	18,667
	金額(円)	365,562	650	366,212	455,397	1,069	456,466	983,888	4,342	988,230
障 害	件 数	1,573	5	1,578	1,669	5	1,674	1,731	4	1,735
	金額(円)	64,178	14	64,192	100,140	45	100,185	155,730	66	155,796
母 子	件 数	109	1	110	76	3	79	52	1	53
	金額(円)	3,856	11	3,867	3,912	13	3,925	4,109	4	4,113
計	件 数	14,927	52	14,979	16,202	120	16,322	20,299	156	20,449
	金額(円)	433,596	675	434,271	559,449	1,127	560,576	1,143,727	4,412	1,148,139

11 戸籍・住民

(1) 各種人口登録数

(各年度3月31日現在)

区分		年度		47			48		
		本庁	支所	計	本庁	支所	計		
住民登録	人	男	168,158	48,144	216,302	168,042	51,587	219,629	
		女	183,637	52,619	236,256	183,272	56,364	239,636	
	口	計	351,795	100,763	452,558	351,314	107,951	459,265	
	世帯数	121,839	28,240	150,079	122,996	30,877	153,873		
外国登録	人口	1,114	—	1,114	1,061	—	1,061		
	世帯数	463	—	463	456	—	456		
配給	人口	消費	345,214	75,704	420,918	348,798	85,668	434,466	
		生産	7,912	24,842	32,754	5,525	20,335	25,860	
	世帯数	計	353,126	100,546	453,672	354,323	106,003	460,326	
給	世帯数	消費	121,430	22,637	144,067	123,223	26,251	149,474	
		生産	1,601	4,874	6,475	1,105	3,750	4,855	
		計	123,031	27,511	150,542	124,328	30,001	154,329	

(2) 各種事務受理件数

区分		年度		47			48		
		本庁	支所	計	本庁	支所	計		
戸籍	出生	7,544	1,625	9,169	7,738	1,755	9,493		
	死亡	2,456	458	2,914	2,775	481	3,256		
	婚姻	3,773	712	4,485	3,605	781	4,386		
	離婚	517	63	580	537	79	616		
	転籍	1,279	345	1,624	1,314	365	1,679		
	認知	121	5	126	109	7	116		
	養子縁組	239	50	289	192	36	228		
	養子離縁	56	14	70	59	7	66		
	入籍	300	35	335	267	46	313		
	分籍	50	8	58	44	9	53		
その他	518	167	685	571	145	716			
	計	16,853	3,482	20,335	17,211	3,711	20,922		
住民登録	転入	20,459	3,725	24,184	19,919	4,510	24,429		
	転出	20,112	3,603	23,715	19,476	3,851	23,327		
	転居	20,189	6,098	26,287	21,301	6,743	28,044		
	その他	13,868	3,016	16,884	14,500	1,839	16,339		
	計	74,628	16,442	91,070	75,196	16,943	92,139		
印鑑登録	新規	16,193	4,323	20,516	14,960	4,404	19,364		
	改印	10,869	2,115	12,984	8,632	2,698	11,330		
	廃印その他	8,985	1,549	10,534	9,396	2,061	11,457		
	計	36,047	7,987	44,034	32,988	9,163	42,151		
外国登録	新規	100	—	100	100	—	100		
	変更その他	1,145	—	1,145	1,026	—	1,026		
	計	1,245	—	1,245	1,126	—	1,126		

(3) 各種証明取扱枚数

区 分	本 庁			支 所			計			
	有 料	無 料	計	有 料	無 料	計	有 料	無 料	計	
47 年 度	戸 籍 関 係	130,124	8,083	138,207	41,525	3,818	45,343	171,649	11,901	183,550
	住 民 票 関 係	147,327	7,597	154,924	37,645	1,512	39,157	184,972	9,109	194,081
	印 鑑 証 明	282,150	810	282,960	80,672	959	81,631	362,822	1,769	364,591
	転 出 証 明 書	20,802	890	21,692	3,749	3	3,752	24,551	893	25,444
	そ の 他 証 明 関 係	17,061	1,371	18,432	3,129	198	3,327	20,190	1,569	21,759
	埋 火 葬 許 可 証	—	2,413	2,413	—	476	476	—	2,889	2,889
	計	597,464	21,164	618,628	166,720	6,966	173,686	764,184	28,130	792,314
48 年 度	戸 籍 関 係	130,460	6,586	137,046	38,149	2,997	41,146	168,609	9,583	178,192
	住 民 票 関 係	157,329	7,483	164,812	46,298	1,627	47,925	203,627	9,110	212,737
	印 鑑 証 明	280,091	1,115	281,206	88,241	574	88,815	368,332	1,689	370,021
	転 出 証 明 書	20,256	150	20,406	3,890	6	3,896	24,146	156	24,302
	そ の 他 証 明 関 係	17,763	2,454	20,217	2,817	316	3,133	20,580	2,770	23,350
	埋 火 葬 許 可 証	—	2,775	2,775	—	481	481	—	3,256	3,256
	計	105,899	20,563	126,462	179,395	6,001	185,396	785,294	26,564	811,858

民生

12 住 民 組 織

(1) 町内自治会の結成状況

年	学 校 区	自治会(A)	組 織	文書配布世帯数(B)	文書配布世帯数平均(B/A)	結成率(%)
45	45	435	9,571	118,765	273	100
46	50	471	10,183	124,369	264	100
47	50	480	10,780	130,555	271	100
48	50	483	11,399	135,673	280	100
49	51	490	11,440	140,500	287	100

(2) 委託事務内容

広報紙(市政だより等)、回覧文書、一般文書(印刷文書)の配布事務

(3) 文書配布委託料 一世帯年 240円

(4) 補助金

- 町内自治振興補助金として、町内自治の振興を図り、健全な自治活動に資するための補助金であり、次の基準により交付する

町内自治補助金	金 額
200世帯以下の町内	年 20,000円
201世帯以上400世帯以下の町内	25,000
401世帯以上の町内	30,000

- 町内防犯燈補助金として、防犯灯を管理する町内自治会等の地域団体に対して、補助金を交付する
防犯灯数 49年度 約10,000灯
補助基準 1灯につき年額750円

13 住居表示整備事業実施状況

(昭49.4.1現在)

種別 年度	整備区域	面積	世帯数	人口	実施期日
38 (1次)	東子飼町、西子飼町、井川淵町、北千反畑町、南千反畑町、南坪井町、草場町、上林町、城東町、上通町、水道町、手取本町、安政町、中央街、花畑町、下通1丁目、下通2丁目、新市街、桜町、辛島町、紺屋今町	1.28	6,576	28,000	昭40.4.1
39 (2次)	妙体寺町、坪井1~3丁目、本丸、千葉城町、二の丸、宮内、古城町、古京町、新町1~4丁目	1.61	4,695	24,000	昭40.11.1
40 (3次)	新屋敷1~3丁目 大江1~6丁目	1.62	4,745	22,000	昭41.7.1
41 (4次)	新大江1~2丁目、大江2丁目(追加) 大江本町、白山1~3丁目、岡田町、菅原町、九品寺1~6丁目、本荘2~4丁目、南熊本1~3丁目	1.97	8,838	35,000	昭42.7.1
42 (5次)	本荘5~6丁目、南熊本4~5丁目、二本木1~5丁目、春日1~2丁目、田崎本町	1.21	6,810	27,000	昭43.11.1
43 (6次)	迎町1~2丁目、弥生町、琴平1~2丁目 琴平本町、南熊本5丁目(追加)、内坪井町、壺川1~2丁目、京町1~2丁目、京町本町、上熊本1~2丁目、段山本町、春日3~5丁目	2.33	8,147	32,000	昭44.8.1
44 (7次)	水前寺1~6丁目、水前寺公園、神水1丁目、上京塚町、京塚本町、九品寺1丁目(追加)、本荘1丁目	2.52	8,980	36,000	昭45.10.1
45 (8次)	坪井4~6丁目、薬園町、子飼本町、室園町、黒髪1~8丁目、上水前寺1~2丁目	4.49 (町界町名変更のみ1.65)	11,232	25,000	昭47.4.1
46 (9次 前期)	国府1~4丁目、国府本町、出水1~8丁目、江津1~2丁目、八王寺、萩原町	4.58 (町界町名変更のみ2.22)	9,400	30,000	昭47.12.1
46 (9次 後期)	神水本町、湖東1~3丁目、新生1~2丁目、水源1~2丁目、栄町、南町、広木町 若葉1~6丁目	2.78 (町界町名変更のみ0.11)	8,900	29,000	昭48.8.1
47 (10次)	津浦町、出町、稗田町、池田1~4丁目 池亀町、花園1~7丁目、上熊本3丁目 島崎1~7丁目、戸坂町	13.13 (町界町名変更のみ4.99)	13,305	47,000	昭49.10.1
48 (11次)	健軍町の一部、神水町、保田窪本町、大江町大江、大江町本、出水町国府の各一部(追加)、清水町の一部	6.15	12,000	42,000	昭50.10.1 (予定)

14 交通安全対策

(1) 交通安全対策事業

本市では、昭和42年4月市長公室秘書課に交通安全対策室を設置し、地方自治法で市の固有事務として規定されている「交通安全の保持」のため、一連の交通安全対策事業を実施してきた。

しかし、昭和45年6月に交通安全対策基本法が施行され、地方自治体の責務が明示されることにより、本市もこれに基づき交通安全対策会議条例を制定すると共に、この機会に現在の交通情勢に対応できる体制を整えるため、従来の交通安全対策室を課に昇格した。その後、交通安全対策事業は、交通安全対策会議で策定される熊本市交通安全計画を中心に、交通安全思想の普及徹底、道路環境の整備促進、被害者の救済を柱に一層強力に推進している。

ア 交通安全教育の普及徹底

安全教育

学校、町内会、各種団体において、講演会、映写会、座談会、実技指導を年間を通して実施している。

交通指導員制度

昭和44年10月1日に発足し、現在委嘱されている交通指導員数は240人で、1日、10日、20日の交通安全の日及び春秋の交通安全運動期間中、朝の通学通園時に街頭指導を行うと共に地域における中核的指導者として交通安全に関する諸活動の指導にあたる。

待遇

- 無報酬で年間2,000円程度の記念品を贈る
- 装備品の貸与…夏冬服上下・旗・笛・胸章・腕章・手袋・市章ワッペン・雨衣・帯革・ヘルメット
- 公務災害の補償を適用する

交通安全運動の推進

春秋の全国交通安全運動にとどまらず、年間を通じて季節的事故防止運動を推進している。

- 交通安全対策車による呼びかけ、市政だより・パンフレットの配布、ポスター・懸垂幕・写真・標語の掲示等による広報活動
- 現地検討会、巡回パトロール、演劇会等交通安全に関する一連の催物
- 安全教育の集中的実施

母の会の結成

母親が一家の交通事故防止の主役的役割をはたしてもらうため、各地域ごとに交通安全母の会の結成をはかる。

結成数

12グループ

主な活動

- 母親が交通ルールやマナーを身につけるための交通安全学習会を開催
- 家族の交通安全について、母親がリーダーシップをとり、時にふれ注意を促す
- 地域の交通安全活動について卒先し、参加協力する

イ 道路環境の整備促進

市民の交通安全施設設置要望の総合窓口となり、要望の早期実現のため、関係機関に積極的に働きかけ市民と関係機関のパイプ役を果たすと共に現在は、スクールゾーン内の交通安全施設の整備に特に力を入れ、関係機関と一体となって取り組んでいる。

ウ 救済活動

交通事故による被災者を救済するため、交通災害共済事業及び交通事故相談所を開設。

エ 交通遺児援助基金の設立

昭和48年度から交通遺児で、小学校、中学校に入学するものに就学援助金を支給するため総額400万円の基金を積立てている。

オ 市営花畑駐車場

市内中心部の駐車禁止促進に伴ない、駐車場整備が急務であるとの考えから、市民会館前に建設し、昭和47年1月にオープンした。

所在地 熊本市花畑町4番18号

経営主体 熊本市

総工費 77,000千円

規模 鉄筋コンクリート構造、地下1階、地上1階

総面積 2,568㎡

収容台数 82台 ↓ 地下 41台
地上 41台

駐車料金

30分ごと	車種	普通自動車	軽自動車
普通料金		50円	40円
特別料金		25	20

(注) 普通料金…午前8時から午後11時までの間に入庫し、出庫するもの
特別料金…午後5時以降に入庫し、翌日の午前5時から午前8時までの間に出庫するもの

営業概要

(昭和48年度)

区分	車種	普通自動車	軽自動車
台数(台)		84,896	32,218
収入(円)		20,927,250	6,206,670
1台当り平均収入(円)		247	193

カ 救済事業の拡充強化

交通事故相談 昭和42年7月開設、相談事項に応じた解決法を教示していたが、47年4月新たに
事故相談所を開設し、専門相談員2名による毎日の相談業務のほかに毎週木曜日には弁
護士を招き法律上の特別相談を行っている。

交通事故相談件数

年	件数	内 訳		利 用 者		
		被 害 者	加 害 者	市 内	県 内	県 外
44	380	291	89	326	49	5
45	287	223	64	249	31	7
46	341	287	54	306	31	4
47	951	763	188	869	76	6
48	825	485	148	761	63	1

相談内容別件数

(昭和48年度)

相内 談容	賠償 責任 償者	賠償 額定	過失 程度	示仕 談 の方	示変 談更 後取 の消	債不 履 務行	自請 賠償 保険等	労保 災險 社使 会用	訴訟 調停 用	身 体 障 害 生	生維 計 の持	福利 社施 設用	各措 種置 援利 護用	電よ る 話に 接	そ の 他
相件 談数	26	129	15	193	4	6	176	22	38	1	0	0	4	192	19

(2) 交通安全施設等設置状況

工 種	4 4		4 5		4 6		4 7		4 8	
	延長又 はカ所	事業費 千円	延長又 はカ所	事業費 千円	延長又 はカ所	事業費 千円	延長又 はカ所	事業費 千円	延長又 はカ所	事業費 千円
歩 道	9,201m	53,348	5,888m	49,290	6,651m	60,020	5,519.2m	57,960	11,994.45m	105,308
横断歩道橋			1カ所	5,369						
道路照明									12基	1,600
防護柵	981m	3,146	462m	1,437	3,001m	8,677	3,970.5m	11,040	7,357.9m	12,450
中央分離帯										
交差点改良			1カ所	679			1カ所	400	1カ所	2,194
区画線	4,810m	1,080	500m	145	11,980m	1,250	2,950m	640	18,897.9m	4,800
バス停車帯	1カ所	752							1カ所	2,781
道路標識	10基	830	126基	773	148基 (72本取 付変更)	814	208基	1,262		
道路反射鏡	33基	945	48基	1,363	50基	1,474	87基	3,257	93基	3,690
歩道舗装			2,300m	5,042						
視線誘導標					1カ所	770				
踏切構造改良							4カ所	4,089		
計	—	60,101	—	64,098	—	73,005	—	78,648	—	132,913

(3) 交通災害共済事業

施行年月日 昭和43年4月1日

方式 市直営

共済期間 加入日の翌日から翌年3月31日まで(年度区分)

ア 会 費

(昭45.4.1改正)

会員となった日	中学生以下	一 般
4月1日～6月30日	365 円	500 円
7月1日～9月30日	300	420
10月1日～12月31日	240	340
1月1日～3月31日	180	260

(注)生活保護を受けている者の加入は会費免除(共済見舞金は市負担)

イ 共済見舞金

(昭49.4.1改正)

等級	傷 害 の 程 度	共 済 見 舞 金 基 準 額	
		入 院	通 院
1	死亡した場合	600,000円以内	600,000円以内
2	全治6ヵ月以上の傷害をうけた場合	120,000 "	80,000 "
3	全治5 "	100,000 "	70,000 "
4	全治4 "	70,000 "	50,000 "
5	全治3 "	50,000 "	30,000 "
6	全治2 "	35,000 "	20,000 "
7	全治1 "	20,000 "	10,000 "
8	全治1ヵ月未満の傷害をうけた場合 (ただし、1週間未満の入院の場合は、通院とみなす)	10,000 "	6,000 "

(注)会員以外の者(市内居住)が交通事故により死亡したときは、弔慰見舞金5,000円(市負担)を支払う

ウ 加入状況

年 度	区 分	加 入 者	会 費 収 入
	44	90,054	3,286,971.0 円
	45	76,150	3,446,335.0
	46	70,852	3,309,912.5
	47	62,180	2,910,105.5
	48	64,980	3,040,201.0

工 給付状況

等級	加入年度及び 入・通院区分	見舞金額	件数	支給金額
1 等級	45	50 万円	16	8,000 千円
	46	50	11	5,500
	47	50	9	4,500
	48	50	9	4,500
2 "	45	入院	10	900
		通院	5	100
	46	入院	10	1,500
		通院	5	800
	47	入院	10	1,000
		通院	5	150
	48	入院	10	1,000
		通院	5	250
3 "	45	入院	8	240
		通院	4	200
	46	入院	8	720
		通院	4	600
	47	入院	8	480
		通院	4	480
	48	入院	8	560
		通院	4	440
4 "	45	入院	6	600
		通院	3	270
	46	入院	6	1,200
		通院	3	780
	47	入院	6	780
		通院	3	660
	48	入院	6	720
		通院	3	540
5 "	45	入院	4	560
		通院	2	300
	46	入院	4	1,200
		通院	2	640
	47	入院	4	960
		通院	2	620
	48	入院	4	1,000
		通院	2	460
6 "	45	入院	2	760
		通院	1	500
	46	入院	2	1,580
		通院	1	840
	47	入院	2	1,320
		通院	1	680
	48	入院	2.5	890
		通院	1.5	780
7 "	45	入院	1	930
		通院	0.5	540
	46	入院	1	1,650
		通院	0.5	865
	47	入院	1	1,140
		通院	0.5	685
	48	入院	1.2	1,126
		通院	0.7	885
8 "	45	入院	0.5	545
		通院	0.3	891
	46	入院	0.5	605
		通院	0.3	1,032
	47	入院	0.5	590
		通院	0.3	813
	48	入院	0.5(1)	1,095
		通院	0.3(0.5)	1,126
弔慰見舞金	45	0.5	0	
	46	0.5	75	
	47	0.5	0	
	48	0.5	5	
合計	45	入院	292	1,2535
		通院	486	2,801
	計		778	1,5336
	46	入院	450	1,3955
		通院	705	5,632
	計		1,155	1,9587
	47	入院	360	1,0770
		通院	544	4,088
	計		904	1,4858
	48	入院	322	1,0979
		通院	498	4,701
	計		820	1,5680

(注) ① 48年度会員より入院・通院ともに6、7、8等支給基準改正
 ② 合計欄中、上位等級移行分入院5件88,000円、通院13件215,000円を含む

民生

(4) 交通事故

ア 市内交通事故の推移

年	人身事故		死者		負傷者	
	実数	指数	実数	指数	実数	指数
44	5,130	135	46	94	6,285	142
45	5,144	136	32	65	6,361	143
46	5,450	144	43	88	6,832	154
47	5,073	134	48	98	6,391	144
48	4,181	110	51	104	5,156	117

(注) 指数は昭和43年の実数を100とする

イ 市内交通事故分析

(昭和48年)

傷者年齢別並びに男女別

区分	年齢	0~9	10~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70~79	80~89	90~99	計
男		312	675	983	694	577	331	192	53	8	—	3,825
女		158	140	345	218	204	134	81	41	10	—	1,331
計		470	815	1,328	912	781	465	273	94	18	—	5,156
比率(%)		9.12	15.80	25.76	17.69	15.15	9.02	5.29	1.82	0.35	—	100

